



法律を使う 地域行政に主務所管を置く

行政には法律を行うためのお役人がいますが、動物愛護管理法を行うための主務所管を置かないままで、愛護動物についての住民サービスを続けている地域行政がたくさんあります。

動物愛護管理法・改正新法の基本指針にも従った、市町村の愛護動物主務所管を知る目的と、地域ねこプラン推進のサンプルレターです。

動物愛護管理法を行う行政へお願いいたします。

- 法令等による、愛護動物主務所管の置かれていない際には置いてください。
- 都道府県と、市区町村の所管は情報交換を行い連携してください。
- 至急に主務所管設置の困難な際には、地域住民の行動をサポートし、住民組織などから提起される、法令順守の環境保全活動「地域ねこプラン」を支援してください。
- 住民の行動を支援しサポートする際、その普及啓発に努めてください。
- 行政は致死処分の仕組みを、法令順守による犬やねこに生存の機会を与える仕組みに改善してください。
- 行政は、動物を飼いまたは取扱う者へ、法令順守の適切な措置を行ってください。

※行政が、生存の機会を与える動物レスキューの仕組みを整えるまで、サポートされる住民に「動物レスキュー」等の呼称を控えてください。動物に対する人の不適切な作為に起因した、法令を順守しない引き取りの求めにより、行動する住民の生活が侵される事態を避けるためです。

※下記の概要文書と、地域ねこプラン資料、TNR行動報告書などを添えました。

地域コミュニティ保全に係わるねこの問題は、生物多様性と地球環境の課題と同様に、人と動物との適切な関係づくりという大きなテーマを抱えています。

歴史をさかのぼり、また現在に至っても、野良ねこ問題は、飼いねこと人との関係に起因しています。この関係は、単にねこに限らず、人のために働き、人の役に立つとされるすべての動物も同じです。

すべての動物にあてはまる「動物基本法」のない我が国では、動物に対する人の作為をいくつかの法令で定めているに過ぎません。

古くから野良ねこを保護（捕獲・T=トラップ）し、手術（不妊去勢・N=ニューター）した後に、返還（R=リターン）する、市民活動が行われ、野良ねこ対策に効果を上げていました。（略称TNR）

TNRを地域活動に組み入れながら、人と動物との適切な関係づくりという大きなテーマを地域の方々にお知らせし、根付かせる活動が行われています。

動物に対する人の不適切な作為を、生物多様性にかんがみ適切な関係に保とうと努める市民によって、人と最も身近な環境にいる「ねこ」を対象に「地域ねこプラン」が行われています。

飼い主のいない猫との共生支援事業として、東京都が動物愛護の基本計画（ハルスプラン）に取り入れた地域ねこプランは、さまざまな方法で全国的に試みられています。

長期的なこの計画は、プランを必要とする地域から起り、そのコミュニティが、同じ目的に歩もうとするとき、地域の行政が住民活動をサポートする「協働」の仕組みを利用しています。

地域の方々が、TNRに馴染みながら行うことによって、知識や経験を持たなかった住民同士の理解が深まります。

一時的に終わる活動ではなく、地域の住民同士がTNRの方法に慣れ、人と動物との適切な関係づくりの意識を広めながら、地域全体に根付かせる長期的な計画です。

人の不適切な作為から見捨てられるねこや動物たちが、地域のコミュニティを侵さないために、行政のほか警察や消防、教育機関などの情報交換も欠かせません。

地域ねこプランをすすめ、人と人とのコミュニティが活発になるとき、犯罪の防止に結び付き、動物の福祉や健康を考え、次の世代へ命の尊さの教育の機会がもたらされていきます。

